

第1回泉崎村復興推進協議会

日時 平成28年10月7日（金）

午後1時～

場所 岐阜プラスチック工業(株)

福島工場 会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 出席者紹介

4 経過説明

5 議 事

(1) 「泉崎村復興推進計画（案）」について

(2) その他

6 閉 会

第 1 回泉崎村復興推進協議会議事概要

日 時	平成 28 年 10 月 7 日（金） 午後 1 時～		
場 所	岐阜プラスチック工業(株) 福島工場 会議室		
構 成 員	株式会社 日本政策投資銀行 株式会社 十六銀行 三井住友信託銀行 株式会社 農林中央金庫 岐阜プラスチック工業 株式会社 泉崎村		
参 加 者	(株)日本政策投資銀行 地域企画部	次長	門田 敦嗣
	(株)日本政策投資銀行 地域企画部	副調査役	相原 崇
	(株)日本政策投資銀行 東海支店	課長	須釜 洋介
	(株)日本政策投資銀行 東海市店	副調査役	野呂 和生
	(株)十六銀行 本店営業部	部長代理	西山 晋司
	三井住友信託銀行(株) 名古屋営業部	調査役	山口 慶悟
	農林中央金庫 名古屋支店	融資主任	高相 敬太
	岐阜プラスチック工業(株) 福島工場統括工場長		鈴木 政美
	岐阜プラスチック工業(株) 本社 経理部長		松下 幸治
	泉崎村事業課産業グループ（協議会会長）グループ長		田崎 洋
	泉崎村事業課産業グループ	主査	大河原 郷
	泉崎村事業課産業グループ	主事	水野 拓徳

【次 第】

- 1 開 会
- 2 あいさつ（泉崎村事業課産業グループ長）
- 3 出席者紹介
- 4 経 過 説 明
 - (1) 経過の説明
 - (2) 泉崎村復興推進協議会設置要綱について
- 5 議 事
 - (1) 「泉崎村復興推進計画（案）」について
 - (2) その他
- 6 閉 会

◎進行（大河原）

それでは、定刻となりましたので、只今より「第1回泉崎村復興推進協議会」を開催します。

始めに、本協議会の会長であります、泉崎村役場事業課産業グループ長の田崎よりあいさつを頂きます。

【議事概要】

◎あいさつ（グループ長）

東日本大震災後、泉崎村においては、ほとんどの復旧作業を終え、復興そして発展に向けて進んでいるところであります。

本日は、東日本大震災復興特別区域法第4条に基づく、復興特区利子補給金制度を活用するために復興推進計画（案）のご協議いただくため、お集まりいただきました。

本日の案件につきましては、村内の産業の活性化及び雇用の創出に繋がる重要な案件でございますので、慎重なるご審議をお願いいたします。

◎出席者紹介（大河原）

（出席者の紹介を行った。）

◎経過説明

○事務局（大河原）

①経過の説明

それでは、事務局よりこれまでの経過についてご説明させていただきます。

この度、岐阜プラスチック工業株式会社様が福島第2工場拡張工事を行うにあたり、本村の復興推進計画の目標を達成する上で中核となるものと位置づけ、事業に必要な資金の貸付を行う金融機関に対し、復興特区の規定に基づく利子補給金の支給を受ける計画を本村が策定するものです。

また、計画の申請にあたっては、復興特区法に基づく「復興推進協議会」の設置が必須であり、協議会において、申請する復興推進計画について協議しなければならないことが規定されておりますので、本日皆様方へお集まり頂いたところです。

ここで、泉崎村復興推進協議会設置要綱第5条第2項の規定により、構成員の半数以上が出席されておりますので、本会議が成立することをご報告いたします。

次に、泉崎村復興推進協議会設置要綱につきましては、お手元に配付させていただきましたので、後で内容をご確認いただければと思います。

なお、今回の復興推進計画（案）に係る構成員につきましては、本村、復興特区支援貸付事業の融資を受ける事業者であります岐阜プラスチック工業株式会社様、復興特区支援貸付事業を行う金融機関であります日本政策投資銀行様、十六銀行様、三井住友信託銀行様、農林中央金庫様となっております。

以上を、経過報告とさせていただきます。

◎議 事

○会長（グループ長）

議事に関する説明を申し上げます前に、東日本大震災復興特別区域法の概略についてご説明申し上げます。東日本大震災復興特別区域法は、東日本大震災の発生を受けて、平成23年12月14日に交付された法律でございます。

法律の中で、被災地域が主体となった復興を協力を支援するため、復興特別区域、いわゆる復興特区制度が創出され、この特区において復興のためになされる税・財政・金融上の支援について規定しております。

復興特区制度のうち、利子補給の制度について、岐阜プラスチック工業株式会社様の申請を受け、本村で環境負荷低減に配慮した設備投資を実施している事業を本村の復興推進計画に位置づけ、復興特区支援利子補給金の支給を受けることにより、新規雇用の増加を図り、本村の復興を推進しようとするものでございます。

それでは、議事に入ります。議事（1）「泉崎村復興推進計画（案）」について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（大河原）

それでは、泉崎村復興推進計画（案）についてご説明いたします。

（以下、泉崎村復興推進計画（案）により内容説明）

○会長（グループ長）

ただいま説明のあった「泉崎村復興推進計画（案）」について、ご意見等をお伺いします。

○出席者

意見なし

○会長

ご意見等ないようですので、「泉崎村復興推進計画（案）」については、原案のとおり決定してよろしいですか。

○出席者

異議なし

○会長（グループ長）

原案のとおり決定します。その他、何かありませんか。

○事務局（大河原）

復興推進協議会を組織した場合は、その旨を公表することとなっておりますので、村のホームページにおいて協議会設置要綱、復興推進計画及び本日の議事内容を掲載します。

また、復興推進計画（案）については、事前に復興庁の担当者に内容等について確認を
いただいておりますが、本日から提出までに再度、復興庁より指導等があった場合は、計
画（案）の変更もありますので申し添えます。その際は、最終的な提出の計画を後ほど、
お示しします。